

判決言渡日 平成20年12月24日

平成20年(行ケ)第10188号 審決取消請求事件

口頭弁論終結日 平成20年12月17日

| 判 | | 決 | |
|----------|---|---|-----------|
| 原 | 告 | ス | リーエムカンパニー |
| 訴訟代理人弁理士 | | 田 | 中光雄 |
| 同 | | 山 | 田卓二 |
| 同 | | 伊 | 藤晃 |
| 被 | 告 | 特 | 許庁長官 |
| 指定代理人 | | 莊 | 司英史 |
| 同 | | 小 | 谷一郎 |
| 同 | | 深 | 澤幹朗 |
| 同 | | 森 | 川元嗣 |
| 同 | | 八 | 板直人 |
| 同 | | 酒 | 井福造 |

主 文

- 1 特許庁が不服2007-5236号事件について平成20年1月7日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告（旧名称 ミネソタ・マイニング・アンド・マニュファクチャリング・カンパニー）が、発明の名称を「液体噴霧装置」（平成18年9月6日付け補正による変更後）とする後記特許についての国際出願をしたところ、

日本国特許庁から拒絶査定を受けたので、これを不服として審判請求をしたが、同庁から請求不成立の審決を受けたことから、その取消しを求めた事案である。

- 2 争点は、上記出願が特開平7 - 289956号公報（発明の名称「塗料スプレーガン」、出願人 ランズバーグ コーポレーション、公開日 平成7年11月7日。以下この文献を「引用文献」といい、これに記載された発明を「引用発明」という。甲7）との関係で進歩性を有するか（特許法29条2項）、である。

第3 当事者の主張

1 請求原因

(1) 特許庁における手続の経緯

原告は、1997年（平成9年）1月24日及び1997年（平成9年）6月18日の各優先権（英国）を主張して、1998年（平成10年）1月14日、名称を「液体噴霧装置、並びに該装置とともに使用するのに適する使い捨て収納容器およびライナー」とする発明について国際特許出願（PCT/US98/00796、日本における出願番号は特願平10 - 532037号。以下「本願」という。請求項の数54）をし、平成11年1月23日付けで特許法184条の8第1項の規定に基づく手続補正をし（請求項の数27、甲1〔公表公報〕の48頁～50頁）、平成11年7月16日付けで日本国特許庁に翻訳文を提出した（国内公表は特表2001 - 508698号〔甲1〕）。その後原告は、平成15年11月18日付け（甲2）及び平成18年9月6日付け（発明の名称を「液体噴霧装置」と変更。請求項の数14。以下「本件補正」という。甲3）で各補正をしたが、拒絶査定を受けたので、不服の審判請求をした。

特許庁は、同請求を不服2007 - 5236号事件として審理した上、平成20年1月7日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決（出訴期間として90日を附加）をし、その謄本は平成20年1月22日原告に送達

された。

(2) 発明の内容

本件補正後の請求項は、1ないし14から成るが、そのうち請求項1に係る発明（以下「本願発明」という）の内容は、以下のとおりである。

「1．液体タンク（12）と、

基部（13A）および側壁（13B）を備え、前記液体タンク内に配置される取り外し可能かつ崩壊可能なライナー（13）と、

前記ライナー（13）内の液体を分配するスプレーノズル（4）と、から構成される液体をスプレーするための装置であって、

前記ライナー（13）は、前記装置の動作の間にライナー内の液体が排出される際に崩壊するものであり、

前記ライナー（13）は、前記液体タンク内にピッタリと密着するよう、非崩壊状態において襞、波、継ぎ目、接合部またはガセットがなく、側壁と基部との内部接合部に溝を有しておらず、前記液体タンクの内部に対応した形状を有していることを特徴とする装置。」

(3) 審決の内容

ア 審決の内容は、別添審決写しのとおりである。

その理由の要点は、本願発明は、前記引用文献記載の発明（引用発明）及び周知技術に基づき容易に発明をすることができたから、特許法29条2項により特許を受けることができない、としたものである。

イ なお審決は、上記判断をするに当たり、引用発明の内容を以下のとおり認定し、本願発明と引用発明との一致点及び相違点を次のとおりとした。

引用発明の内容

「塗料カップと、前記塗料カップに配置される取り外し可能な可撓性の袋と、

前記可撓性袋内の塗料を分配するノズルと、

から構成される塗料スプレーガンであって、

前記可撓性の袋は、前記塗料スプレーガンの動作の間に空気および塗料が排出されると

袋がつぶされるものである装置。」

一致点

本願発明と引用発明は、

「液体タンクと、

前記液体タンク内に配置される取り外し可能なライナーと、

前記ライナー(13)内の液体を分配するスプレーノズル(4)

と、

から構成される液体をスプレーするための装置。」

である点で一致する。

相違点1

本願発明は、ライナーが「基部(13A)および側壁(13B)を備え」かつ、「液体タンク内にピッタリと密着するよう、非崩壊状態において襞、波、継ぎ目、接合部またはガセットがなく、側壁と基部との内部接合部に溝を有しておらず、前記液体タンクの内部に対応した形状を有している」のに対し、引用発明の可撓性の袋は、形状等が不明な点。

相違点2

本願発明は、「ライナー内の液体が排出される際に崩壊するもの」であるのに対し、引用発明では、「塗料が排出されると袋がつぶされるもの」である点。

(4) 審決の取消事由

しかしながら、審決には以下のとおりの誤りがあるから違法として取消しを免れない。

ア 取消事由1（相違点の看過）

(ア) 本願発明は、通常互いに相反する技術的課題である、ライナーの崩壊性と、襞等が皆無の状態（非襞）での自立性ないし保形性、の2つを両立させた点に要点がある。

すなわち本願発明は、スプレー装置の使用時、液体タンク内に収納されたライナーが、その内部がライナー内に充填されている液体の排出に伴う減圧により容易に崩壊する崩壊性構造を具有している。そして、上記崩壊性を実現するためには、ライナーを柔軟構造にする必要があるが、柔軟構造であってもなおかつ自立性ないし保形性(液体タンクから取り外しても自立ないし形を保つこと)を持たせるために、ライナーを基部と側壁とで構成するとともに、液体タンク内にピッタリと密着するよう、非崩壊状態において襞がなく、タンク内部に対応した形状となっている。すなわち、本願発明のライナーは非襞・自立構造を備えているものである。

(イ) 一般に、液体タンク内部の内袋であるライナーの崩壊性を実現しようとする、例えば甲13（特開平8-258864号公報、発明の名称「バッグインカートンおよびカートンブランク体」、出願人 東北リコー株式会社及び大日本印刷株式会社、公開日 平成8年10月8日）にあるフィルム状袋のような柔軟構造を採用すると、通常ライナーの腰が弱い、液体タンクから外すと、自立性や保形性がなく、またその結果、必然的に襞や波等の凹凸が生じることになる。ライナーに自立性や保形性が無いと、その中で液体の混合作業は困難となるため、別の剛性容器を使用して液体の混合を行い、その後、剛性容器内の混合液を当該ライナーに移し換えせざるを得ない。これは作業が面倒であるばかりか、別容器を汚すことにもなり、その結果混合液の無駄が発生する等の不具合も生じる(甲1〔公表公報〕、15頁下4行～末行)。また、襞等の凹凸

形状は、その部位に混合液が入り込むために、この場合も混合液の無駄が発生することになる(甲1, 26頁2行~4行)。また、柔軟構造体に自立性や保形性を付与するためには、通常リップ等の補強構造体を形成することになるが、このようなりップ等は、ライナーに凹凸形状をもたらし、上記襞等と同様の不具合を生じることになる。このように、ライナーの上記崩壊構造と上記非襞・自立構造とは技術的に相反する関係にある。

本願発明は、上記崩壊性構造と上記非襞・自立構造を採用することにより、互いに相反する性質、つまり、ライナーの崩壊性と、非襞・自立性とを同時的に実現した点に要点がある。これらに関する明細書の記載としては、ライナーの崩壊性と自立性について「本発明は、側壁と、プラスチック材料から熱/真空成形される比較的剛性がある基部とを備える収納容器であって、側壁が基部に比べて薄くて崩壊可能であり、側壁が延在して直立した状態で、支持されずに基部で立つことが可能な収納容器を提供する。」(甲1, 9頁2行~5行)と、また本願発明の「崩壊可能」についての定義として、「『崩壊可能』という用語は、本発明による収納容器/ライナーの側壁に関して本明細書で使用する場合、その側壁が、たとえば手の圧力など、適度な圧力を加えることにより変形することができ、したがって収納容器のリムを収納容器の基部に向かって押すことができるとともに側壁が破壊しない状態を意味する。」(同11頁6行~9行)と記載されていることから、ライナーの側壁はある程度の腰、すなわち自立性がある性状を有していることが分かる。加えて、「...塗料をライナー13の内部から除去すると、ライナーの側部は、ライナー内の減圧によって崩壊する。ライナーの基部は比較的剛性がありその形状を保つので、ライナーは、横断方向ではなく長手方向に崩壊し、塗料のポケットがライナー内に閉じ込められる可能性が少なくなる。」(15頁4行~7行)と記載されていることから、比較的剛性のある基

部とある程度の腰がある側壁からなる本願発明のライナーが自立性と保形性を有していることが明らかである。本願発明のライナーが襞を有しないことについては、「...ライナー 13 には襞，波，継ぎ目，接合部またはガセットがなく，側壁 13B と基部 13A との内部接続部には溝もない。...」(同 14 頁 9 行～10 行)と記載されている。

一方，引用発明は，本願発明の上記 の崩壊性については開示するものの，上記 の非襞・自立性については全く開示するところがない。

(ウ) しかし審決は，本願発明の上記要点を看過し，本願発明の上記崩壊構造()は引用発明に開示されており，上記非襞・自立構造()は周知技術であるので，当該周知技術を引用発明に適用することで本願発明が容易想到であるとした。しかし審決は，ライナーの崩壊構造と非襞・自立構造の一般的相反性についての認識を欠き，その結果，本願発明が相反する目的を同時に達成するという本願発明の要点の認識がない。

審決は，本願発明と引用発明との相違点，すなわち本願発明のライナーは崩壊可能でありながら，襞がなく，自立性ないし保形性を有している点を看過したものであり，これは本願発明の要点であって，この誤りが審決の結論に影響を与えることは明らかであるから，審決は取り消されるべきである。

イ 取消事由 2 (周知技術認定の誤り)

(ア) 審決は，相違点 1 について，『基部(13A)および側壁(13B)を備え』かつ，『液体タンク内にピッタリと密着するよう，非崩壊状態において襞，波，継ぎ目，接合部またはガセットがなく，側壁と基部との内部接合部に溝を有しておらず，前記液体タンクの内部に対応した形状を有している』とすることは，周知技術にすぎない」(4 頁下 7 行～下 3 行)と認定し，周知技術を示す証拠として，前記特開平 8 - 258864 号公報(甲 13)と，実願平 1 - 143329 号〔実開平 3 - 8

1879号)のマイクロフィルム(考案の名称「包装箱」,出願人 東罐興業株式会社,公開日 平成3年8月21日,甲14)を摘示した。

しかし,上記文献は何れも相違点1の内容を開示するものではなく,相違点1について審決がした周知技術の認定は誤りである。

(イ) すなわち,甲13は,バックインカートン等に関する発明であり,カートンブランク2'の内部に貼着される内袋3を備えた構造を示している。しかし,ここに示された内袋3は,素材が薄いプラスチックフィルムから成るものと解せられる柔軟ないわゆる「袋」にすぎない。この内袋3は,カートンブランク2'から取り外して,外部で液体が充填されるようなものではなく,カートンブランク2'に貼着した後,カートンブランク2'の組立後に液体が充填されるようになっている(段落【0031】)。

従って,この内袋3は,本願発明のように基部と側壁とで構成して自立性を持たせるようにしたものではなく,そのような自立性のある内袋の場合は,カートンブランク2'の組立自体が不可能になる。また,内袋3は,カートンブランク2'の内面の一部にエマルジョンを用いて貼着され,その後カートンブランク2'の組立に伴ってカートンブランク内で袋状に広がるようにしたものであるから,内袋自体に襞等の凹凸が形成されることは避けられない。よって,甲13には,前記非襞・自立性を備えた袋(ライナー)は開示されていないから,審決の認定は誤りである。

(ウ) また,甲14は,バッグインボックスタイプの包装箱を開示するもので,液体を充填する柔軟なバッグ38を,段ボール原紙10からなる包装箱の内部に収納した構造を示している。しかし,ここに示されたバッグ38も柔軟なもので,段ボール包装箱から取り外して,外部で液体を充填するようなものではなく,包装箱内に収納した後,包装箱の組立後

に液体が充填されるようになっている(7頁5行~7行)。従って、このバッグ38も、上部、中間部、下部という必然的部位は当然あるものの、積極的に基部と側壁とで構成して自立性を持たせることは何ら意図されていないし、また、その必要性もない。このバッグ38は、襞等が必然的に生じるとはいえないが、自立構造については開示も示唆もされていない点において、審決の認定は誤りである。

(エ) 上記によれば、甲13は、非襞性と自立性の何れも開示するものではなく、また、甲14も、自立性の点において開示がないのであるから、たとえ、引用発明に甲13、14を適用したとしても、上記の非襞・自立構造を有するライナーは達成し得ない。さらに、甲14のバッグ38の剛性が高く自立性があると仮定しても、当該バッグ38自体には液体排出による崩壊性の崩壊構造は開示されていないから、そもそも崩壊性と相反する自立性を有する剛性の高いバッグの構成を適用する動機が生じることは当業者にはあり得ず、よって、崩壊性を開示する引用発明に甲14のバッグを適用することは当業者に困難なことである。

審決の周知技術の認定は誤りであり、この誤りは審決の結論に影響を及ぼすものである。

2 請求原因に対する認否

請求の原因(1)~(3)の各事実はいずれも認めるが、同(4)は争う。

3 被告の反論

審決の判断は正当であり、審決に原告主張の誤りはない。

(1) 取消事由1に対し

原告は、崩壊性と、非襞・自立性とを同時的に実現した点に、発明の要点、つまり、発明の技術的意味があると主張するが、原告のいう非襞・自立性については、特許請求の範囲の請求項1において、「基部(13A)および側壁(13B)を備え」、「前記ライナー(13)は、前記液体タンク内

にピッタリと密着するよう、非崩壊状態において襞、波、継ぎ目、接合部またはガセットがなく、側壁と基部との内部接合部に溝を有しておらず、前記液体タンクの内部に対応した形状を有している」と記載されているだけであり、原告が主張している「自立性」を裏付ける記載はない。そして、特許法 29 条 2 項に規定する要件を判断するに当たっては、特許請求の範囲の請求項の記載に基づいてなされなければならないことは、特許請求の範囲の機能からして、当然のことであるから、原告の、「自立性」に関する主張は、特許請求の範囲の請求項 1 の記載に基づく主張ではなく、失当である。

なお、「積極的に基部と側壁とで構成して自立性を持たせること」に関しては、「基部」の剛性について請求項 7 で記載したうえで、請求項 10 で自立性について記載している点からも、原告の自立性に関する主張は、特許請求の範囲の請求項 1 の記載に基づく主張とはいえないことが明らかである。

そして、審決では本願発明を特許請求の範囲の請求項 1 の記載に基づいて認定しており、原告の主張は失当である。

(2) 取消事由 2 に対し

審決は、本願発明における、ライナーが「基部（13A）および側壁（13B）を備え」かつ、「液体タンク内にピッタリと密着するよう、非崩壊状態において襞、波、継ぎ目、接合部またはガセットがなく、側壁と基部との内部接合部に溝を有しておらず、前記液体タンクの内部に対応した形状を有している」点を本願発明と引用文献記載の発明との相違点 1 として認定した上で、相違点 1 に係る本願発明の構成については周知技術であることを、甲 13、14 を挙げて示している。

甲 13 には、「...通常、BIC のカートンは、平坦な底面及び頂面と、その間の平坦な 4 側面とを有する直方体形状をなしており、内袋はカートンの 4 側面の内面に貼り付けられている。この BIC は、一般にジュース、酒等の粘度の低い液体包装用として使用されており、内容物を注出口から取り出

す際は、内容物の排出に伴い、内袋がカートン内で変形するようになっている。」(【0002】)、「...図4、図5において、B I C 1は、外容器を構成するカートン2と、その内部に収容された内袋3を有しており、その内袋3内にインキ等の液体4が収容されている。カートン2は直方体状をなし、平坦な矩形の底面2aと、その周囲に直立する平坦な前面2b、両側面2c、2d及び後面2eと、平坦な頂面2fを有している。」(【0016】)との記載、及び第4図、第5図からみて、「内袋(3)は、カートン(2)と同様に底面と4側面を備え、内容物が満たされた状態では、カートン(2)内にピッタリと密着するよう、非崩壊状態において襞、波、継ぎ目、接合部またはガセットがなく、4側面と底面との内部接合部に溝を有しておらず、前記カートン(2)の内部に対応した形状を有している」ことが記載されている。

また、甲14には、「つぎにこのような段ボール原紙10を用いて包装箱を組立てる動作を説明する。折曲げ線15によって4枚の側板11~14が4角筒状をなすように折曲げる。そして接合片17によって側板11と側板14とを互いに連結する。さらに折曲げ線18によって側板11~14の下部に連設されているフラップ19を折曲げて底部を閉塞することによって、上部が開放された段ボール製の包装箱が第2図に示すように組立てられることになる。このような包装箱内には第4図に示すような合成樹脂製のバッグ38が収納されるようになっている。このバッグ38は合成樹脂成形体から成る円筒状の口部39を備えており、この口部39が上記包装箱のフラップ23、24の半円形の切込み25および蓋板27の切込み28によって形成される開口を通してその外側に引出されるようになっている。そして口部39にはキャップ40が装着されるようになっている。そしてこのような包装箱内に収納されたバッグ38に液体が第4図に示すように充填されるようになっている。」(6頁8行~7頁7行)との記載、及び第3図、第4図からみ

て、「底板，側板（ 1 1 ~ 1 4 ）を備えた直方体形状をなした外箱にピッタリと密着するよう，非崩壊状態において襞，波，継ぎ目，接合部またはガセツトがなく，側壁と基部との内部接合部に溝を有しておらず，前記外箱の内部に対応した形状を有している合成樹脂製バッグ（ 3 8 ）」が記載されている。

したがって，甲 1 3 ， 1 4 を挙げて相違点 1 に係る本願発明の構成を周知技術であるとした審決の判断に誤りはない。

原告は，「自立構造について開示も示唆もされていない点において審決の摘示は誤りである。」と主張しているが，「自立構造」に基づく主張は取消事由 1 で反論したとおり，特許請求の範囲の請求項 1 の記載に基づくものではないので原告の主張は誤りである。

第 4 当裁判所の判断

1 請求原因(1)（特許庁における手続の経緯），(2)（発明の内容），(3)（審決の内容）の各事実は，いずれも当事者間に争いがない。

2 取消事由 1（相違点の看過）について

(1) 原告は，本願発明のライナーは，崩壊可能でありながら襞がない状態で自立性ないし保形性がある一方，引用発明のライナーは崩壊性については規定するものの，襞がないこと，及び自立性ないし保形性については規定していないから，審決はこの本願発明の要点に係る相違点を看過したものであり，この誤りは審決の結論に影響を及ぼす旨主張するので，以下検討する。

ア 本件補正後の明細書（以下「本願明細書」という。甲 1〔公表公報〕，甲 3〔平成 1 8 年 9 月 6 日付け手続補正書〕）には以下の記載がある。

(ア) 特許請求の範囲（甲 3）

・ 請求項 1

「 1 . 液体タンク（ 1 2 ）と，

基部（ 1 3 A ）および側壁（ 1 3 B ）を備え，前記液体タンク内に配置される取り外し可能かつ崩壊可能なライナー（ 1 3 ）と，

前記ライナー（１３）内の液体を分配するスプレーノズル（４）と、
から構成される液体をスプレーするための装置であって、

前記ライナー（１３）は、前記装置の動作の間にライナー内の液体が排出される際に崩壊するものであり、

前記ライナー（１３）は、前記液体タンク内にピッタリと密着するよう、非崩壊状態において襞、波、継ぎ目、接合部またはガセットがなく、側壁と基部との内部接合部に溝を有しておらず、前記液体タンクの内部に対応した形状を有していることを特徴とする装置。」

- ・ 請求項 7

「 7 . 前記ライナー（１３）が、比較的剛性がある基部（１３Ａ）と、前記基部（１３Ａ）に比較して相対的に薄くて崩壊可能な側壁（１３Ｂ）と、前記液体タンク（１２）の開放端部の縁部に着座するよう形成された外部に延在する平坦なリム部（１４）とを有する、請求項 2 から 6 のいずれか一に記載の装置。」

- ・ 請求項 10

「 10 . 前記ライナー（１３）は、前記側壁（１３Ｂ）が直立して上方に延びた状態で支持されずに基部（１３Ａ）に立つことが可能である、請求項 7 から 9 のいずれか一に記載の装置。」

(イ) 発明の詳細な説明（甲 1）

「使用者がスプレーガンのタンク内の液体を変えたい場合、一般に、古い液体の痕跡がガン内に残って新しい液体を汚濁させないように、ガンをきわめて完全に清掃する必要がある。これは、特に塗料スプレーガンに言えることである。なぜなら、古い回分の塗料がガン内に残っていると、新しい回分の塗料を使用できなくなる程、新しい

回分の塗料の色に影響するからである。...しかし、スプレーガンの清掃は、比較的複雑かつ時間がかかる作業である。さらに、塗料スプレーガンの場合、清掃作業では、環境上の理由から取扱いおよび廃棄に注意を要する溶剤をかなり多量に使用する。その結果、塗装作業のコストが著しく増大する可能性がある。使い捨てライナーをスプレーガンの塗料タンクつまり塗料ポット内に使用して、ガンの清掃を単純化するとともに、必要な溶剤の量を減少させる方法は既に提案されていた(上記の欧州公開第 0 678 334 号を参照)。」(8 頁 9 行 ~ 2 2 行)

「発明の開示 本発明は、十分に安価で使い捨て可能であるとともに、廃棄されるときに、できれば容易に崩壊することができ、しかも使用の際に取扱いおよび充填が比較的容易な収納容器を提供することに関する。本発明は、特に、別の容器内のライナーとして使用するのに適する収納容器の提供に関する。本発明はさらに、スプレーガンおよび類似装置の清掃を単純化して、その結果、こうした清掃作業に関連する時間および経費を減少させることを可能にすることに関する。

本発明は、側壁と、プラスチック材料から熱/真空成形される比較的剛性がある基部とを備える収納容器であって、側壁が基部に比べて薄くて崩壊可能であり、側壁が延在して直立した状態で、支持されずに基部で立つことが可能な収納容器を提供する。

さらに詳しく述べるなら、本発明は、基部と、基部から延在する側壁とを備える収納容器であって、基部および側壁がプラスチック材料から一緒に熱/真空成形され、基部は比較的剛性があり、側壁が基部に比べて薄くて崩壊可能であるが、側壁が延在して直立した状態で支持されずに基部で立つことが可能である収納容器を提供する。

本発明による収納容器は、容器のライナーとして使用することができ、ライナーは、容器の内部に対応する形状を有する。一変形例として、本発明は、容器と組み合わせて、容器内部に適合し、容器の内部に対応する形状を有する使い捨てライナーであって、プラスチック材料から熱/真空成形されるライナーを提供する。このライナーは、崩壊可能であることが好ましいが、必ずしも崩壊可能である必要はない。」(8頁下6行~9頁16行)

「本発明のもう1つの態様により、タンクの開口部に位置してタンクの流体出口が形成される着脱可能な蓋を有し、タンクに対応する形状を有してタンク内に密接に適合する着脱可能かつ崩壊可能なライナーを備える、スプレーガンに取り付ける流体タンクであって、ライナーが、開口部の外周部で蓋によりタンクに固定され、蓋とともにタンクから取り外すことができる流体タンクを提供する。本発明はさらに、スプレーガンに取り付ける流体タンクであって、タンクの開口部に位置してタンクの流体出口が形成され、流体出口がスプレーガンに取り付けるように賦形される着脱可能な蓋と、蓋から離れたタンクの端部に閉鎖可能な通気口とを備える流体タンクを提供する。

本発明のさらにもう1つの態様により、スプレーガンのタンクに使用するライナーであって、プラスチック材料から形成され、タンク内に密接に適合し、比較的剛性がある基部と、基部に比べて薄くて崩壊可能な側壁とを有するライナーを提供する。」(10頁9行~21行)

「『崩壊可能』という用語は、本発明による収納容器/ライナーの側壁に関して本明細書で使用する場合、その側壁が、たとえば手の圧力など、適度な圧力を加えることにより変形することができ、し

たがって収納容器のリムを収納容器の基部に向かって押すことができるとともに側壁が破壊しない状態を意味する。」(11 頁 6 行 ~ 9 行)

「塗料ポット 11 のライナー 13 は , 上記のとおり , 形状が収納容器 12 の内部に対応し , 収納容器の上縁部に着座する開放端部に細いリム 14 を有する。以下のとおり , ライナーは自立するが崩壊可能でもあり , 比較的剛性がある基部 13A および比較的薄い側壁 13B を有し , 崩壊する場合 , 基部ではなく側壁によって長手方向に崩壊する。さらに , ライナー 13 には襞 , 波 , 継ぎ目 , 接合部またはガセットがなく , 側壁 13B と基部 13A との内部接続部には溝もない。こうしたタイプのライナーについて , 図 19 および図 20 を参照してさらに詳しく説明する。さらに , こうしたライナーを製造できる熱成形工程についても説明する。」(14 頁 5 行 ~ 12 行)

「...塗料をライナー 13 の内部から除去すると , ライナーの側部は , ライナー内の減圧によって崩壊する。ライナーの基部は比較的剛性がありその形状を保つので , ライナーは , 横断方向ではなく長手方向に崩壊し , 塗料のポケットがライナー内に閉じ込められる可能性が少なくなる。」(15 頁 4 行 ~ 7 行)

「ライナー 13 は , 上記のとおり , 収納容器 12 の内側に正確に適合し , 滑らかな内面を有するので , 別個の容器の中ではなく , 収納容器 12 自体の中で塗料を混合することができる。こうして , 別個の混合容器の清掃がなくなり , 使用する溶剤の量をさらに減少させることができる。図 1 の 6 に示すように従来の塗料ポットを備えた重力供給ガンを使用する場合 , ポット 6 の両端が開いているので , この可能性はない。ライナー 13 が混合器具によって孔があくかまたは破損する可能性は , 第 1 にライナーが収納容器 12 内に正確に適合する

ため、第2に、以下に説明するライナーの自立性によって、混合工程中に収納容器内部の周囲でライナーが引きずられる可能性が少ないため最小限である。」(15頁下4行~16頁5行)

「次に、図2の塗料ポット11に戻り、ライナー13について、その製造方法とともにさらに詳しく説明する。図19および図20に分離して示されているライナーは透明であって、1個のプラスチック材料、できればポリエチレンまたはポリプロピレンから熱成形することが好ましい。ライナーの形状は、収納容器12内部の形状により必然的に決まる。比較的剛性がある基部13Aは円形であり、ライナー13は、収納容器12の内部と同様にほぼ円筒形だが、口から基部13Aに向かってわずかに内側にテーパが付いている。リム部分14は、基部と同様に比較的剛性があるが、側壁13Bは可撓性であり、既に述べたように崩壊させることができる。にも関わらず、ライナー13は、支持しなくても、図19に示すように側壁13Bが延在して直立した状態で基部13Aで立つことができる。ライナー13が崩壊する場合、比較的剛性がある基部13Aはその形状を保つが、側壁13Bが崩壊すると、図20に示すようにライナーのリム部分14方向に移動する。側壁13Bは、プラスチックの袋と同様の状態で崩壊し、たとえば割れるか、裂けるかまたは亀裂が生じたりして破壊することはない。」(23頁4行~17行)

「図21および図22に関して説明した工程により製造されるライナー13は、図2のスプレーガンタンクに使用する場合、図20に関して説明したように崩壊する。ライナー13は、ライナーの基部13Aをリム14方向に押して手で崩壊させることもできる。ライナーは一般に、支持しなくてもその基部13Aで立つことができ、この特徴は、ライナーをスプレーガンのタンク11に使用する上で不可欠ではない

が、保管の点で役立つ。このライナーには、襞、皺、継ぎ目、接合部もしくは折り目がなく、基部 13A を備えた側壁 13B の内部の接続箇所には溝がなく、したがって、ライナー内部に材料が閉じ込められる場所はない。ライナーの基部 13A は必然的にスプレーガンタンク 11 の収納容器 12 の基部で多少の空間を占めるので、収納容器 12 の壁上のマーキングは、この点を考慮して配置する必要がある。

図 19 のライナー 13 について、特に図 2 の塗料ポット 11 に使用する場合を説明してきたが、同一または類似の製品は他の方法で使用することもできる(必要な場合、寸法を適切に変更する)。たとえば、図 19 に示したタイプの製品は、スプレーガンタンク以外の多くの形態の容器のライナーとしても使用することができる。容器に使い捨てライナーを設けることが好ましい場合は多くあり、たとえば容器を清潔に保つ、清掃しやすくする、あるいは容器またはその中身を保護するといった目的がある。図 19 に示すタイプのライナーは、これらのどの目的にも使用することができ、複数の物質と一緒に混合される容器に特に有用である。つまり、ライナー内部には、材料を閉じ込めて混合されない状態に保つ場所はないからである。」(2 5 頁下 4 行 ~ 2 6 頁 1 6 行)

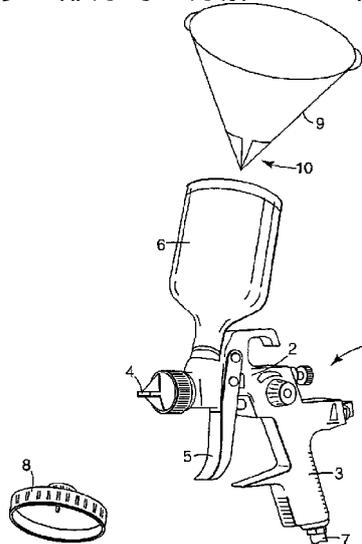
「さらにもう 1 つの代替例として、図 19 に示すタイプの製品は、単に収納容器として使用することもでき、この場合、壁 13B は可撓性の点でプラスチックの袋に匹敵するが、支持されなくても、充填されるときおよびその後直立に立つことができるという利点がある。この収納容器は、任意の適切なサイズで良く、粉末や液体など、多くの様々なタイプの物品を収納するために使用するか、または小売業者が消費者に提供するプラスチック / 紙製の袋の単に代替物として使用することができる。何れの場合にも、この収納容器は、収納

容器内の材料が閉じ込められる場所がないという利点がある。」(27頁末行～28頁7行)

「使用后，収納容器を廃棄する必要がある場合，側壁 13B は，リム 14 を基部に向かって押すことにより手で崩壊させると，その結果図 20 に示す形態になった収納容器は廃棄に要する空間が少なくなる。既に述べたとおり，側壁 13B は，プラスチックの袋と同様に，割れるか，裂けるかまたは亀裂が生じたりして破壊せずに崩壊することができる。」(28頁14行～18行)

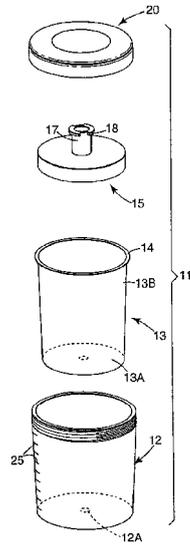
(ウ) 図面(カッコ内は「図面の簡単な説明」〔11頁14行～12頁19行〕中の当該図面に関する記載である。甲1)

- ・ 図1(先行技術のスプレーガンの斜視図であり，塗料を充填できるように部分的に分解された状態を示す。)

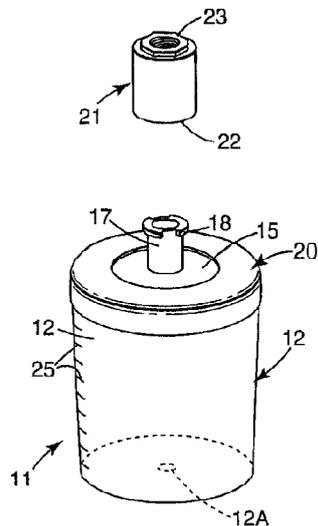


- ・ 図2(図1に示したスプレーガン用の代替形態〔判決注：代替形態

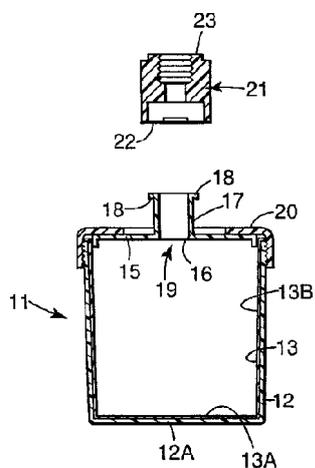
がすなわち本願発明)の塗料タンクの構成部品を展開した状態を示す。)



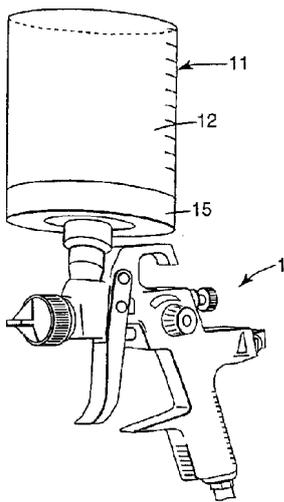
- ・ 図3 (組み立てた状態の図2の塗料タンクと、タンクをスプレーガンに接続するアダプタとを示す。)



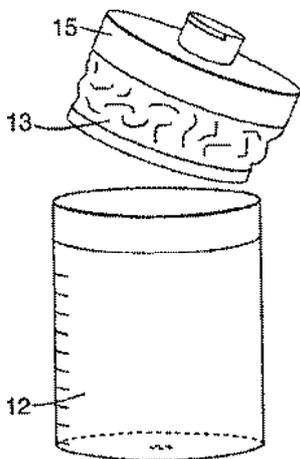
- ・ 図4 (図3の塗料タンクおよびアダプタの長手方向の断面図を示す。)



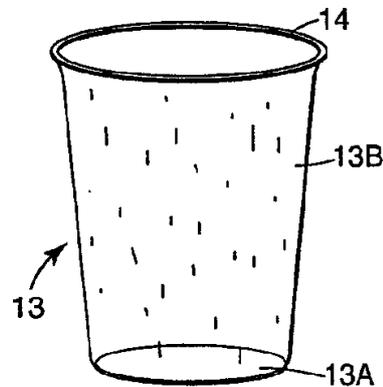
- ・ 図6（スプレーガンに使用される図4の塗料タンクを示す。）



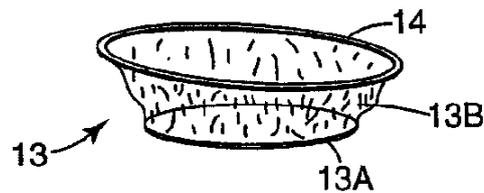
- ・ 図7（図4の塗料タンクの構成部品を使用後に取り外した状態を示す。）



- ・ 図19 (本発明によるライナー/収納容器の斜視図である。)



- ・ 図20 (類似している図だが、崩壊して廃棄される過程にあるライナー/収納容器を示す。)



イ また、請求項1に記載のある「ライナー」、及び「ガゼット」の意味について、各種の辞典によれば、以下のとおりであるとされている。

- ・ 甲16, 18 (「小学館ランダムハウス英和大辞典」小学館ランダムハウス英和大辞典編集委員会編, 1989年〔平成元年〕4月1日第11刷発行)

「liner ... 2 . 裏地, 裏 (lining) ...」

「gusset ... 1 . まち, 三角切れ (皮) ...」

- ・ 甲17, 19 (「英和プラスチック工業辞典」小川伸著, 株式会社工業調査会, 1985年〔昭和60年〕6月10日第4版第1刷発行)

「liner ...ライナー 2つの部品の間を一定に保つための交換可能な部品...

4) ライナークロス

5) 容器の内張りフィルム…」

「gusset …ガセット,(縦の)ひだ」

ウ 上記ア,イによれば,本願発明(請求項1)のライナーは,噴霧装置の液体タンク内に取り外し可能に配置される液体を収容可能な内袋であり,基部と側壁とを備え,かつ崩壊可能であって,非崩壊状態では襞等を有しないものである(請求項1,図2,図6等)。

従来の液体噴霧装置において,塗料などを使い捨てのライナーに収容して噴霧装置に装着し,噴射後にライナーを取り外すことにより清掃を単純化し,清掃に必要な溶剤の低減化を実現することは既に知られていたところ(上記ア(イ)摘記),本願発明のライナーは,それ自身が収納容器としても使用可能であるとともに,噴霧装置の液体タンク内に配置される内袋としても使用可能で(同),非使用時の保管(同),使用の際の取扱い及び内容物の充填も容易で,廃棄の際には容易に崩壊できるもの(同)を提供することを目的とするものである。

そのため本願発明のライナーは「崩壊可能」とされているところ(請求項1),「崩壊可能」は日本語として一義的な意味を有するものではない。そして,本願明細書において崩壊可能の用語をライナーの側壁に関し使用する場合には,手の圧力など,適度な圧力を加えることにより変形でき,基部に向かって押すことができるものの側壁が破壊しない状態を意味する(上記ア(イ)摘記)と定義されている。またライナーは,支持しなくても延在して直立した状態で立つことができる旨が記載されている(同)。そうすると,本願発明のライナーは,手の圧力などの人為的な圧力を加えない限り,側壁は変形せずに収納容器の形状を保つ性質を有するものであり,自立構造(自立性ないし保形性)を有するものといえる。この性質を有することにより,本願発明のライナーは,非使用時の保管・内容物の充

填が容易であり、また内容物を充填したまま単なる収納容器として使用出来ると共に、使用後に廃棄する必要があるときは、側壁が割れたり裂けるなどの破壊をすることなく、手で押しつぶして崩壊させ、廃棄に要する空間を少なくできる等の意義を有するものと認められる。

また、ライナーは上記のように自立構造（自立性ないし保形性）を有しつつ、「液体タンク内にピッタリと密着するよう、非崩壊状態において襞、波、継ぎ目、接合部またはガセットがなく」（請求項 1、関連する記載として上記ア(イ)摘記）との、襞のない（非襞）構造を有していることから、ライナーを別個の収納容器の内側に適合させた状態で、収納容器中の塗料を混合器具によって破損されることなく混合することが可能となる（上記ア(イ)摘記）と共に、ライナー内部に材料が閉じこめられる場所がないために内容物を十分に排出できる（同、）という意義を有するものである。

エ 一方、引用発明が記載されている甲 7 には以下の記載がある。

(ア) 特許請求の範囲の記載

- ・ 「【請求項 1】 ボディと、該ボディの前方端部に取り付けられたノズル組立体と、前記ボディの後方端部に隣接するところから延びる取っ手とを有する手持ち用の塗料スプレーガンであって、前記取っ手に接続された霧化空気供給用の管を有しており、前記ノズル組立体は、作動中に塗料を噴霧軸線の周りで霧化放出し、塗料カップと、該塗料カップを前記後方端部に隣接して前記ボディに取り付けるための塗料カップ取付け手段とを具備しており、前記塗料カップは、前記取っ手の反対側から前記ボディの前記後方端部を越えて前記噴霧軸線に対し 25° から 35° の角度をなす軸線に沿って延びており、前記塗料カップから前記ノズル組立体へ塗料を運ぶために接続されたチューブを具備する塗料スプレーガン。」

- ・ 「【請求項 8】 塗料は吸引供給を通じて前記塗料スプレーガンへ流れ、前記塗料スプレーガンは、使い捨て可能な可撓性の袋を更に有しており、該袋は、一端部に隣接した開口部と、反対端部に隣接したシールされたジッパー閉鎖部と、塗料を前記チューブへ運ぶために流体流通路に前記袋の前記開口部を接続する手段とを有しており、前記袋は、塗料が前記袋から前記塗料スプレーガンへ運ばれるとつづれる請求項 1 に記載の塗料スプレーガン。」

(イ) 発明の詳細な説明

- ・ 「使い捨て可能なつづれる袋を塗料カップに入れるのが好ましい。ブシュは、袋の排出開口部と、塗料カップからの流体出口との間の液密接続を形成する。工具を使用して、袋に開口部を形成して、ブシュをその形成した開口部へ通し、ブシュを塗料カップの底部の塗料出口開口部へ挿入する。袋は、袋が塗料で満たされたあと、一体的な液密ジッパーで塞がれるような塗料カップの蓋に隣接した開口端部を有する。袋を使用するとき、塗料カップは、塗料で汚れることはなく、従って使用後に掃除する必要がない。塗料スプレーガンが吸引塗料供給で作動し、残った全ての空気が閉じられた袋から除去されるならば、塗料スプレーガンは、従来の水平で下方向と同様に、上方向へ噴霧するように作動する。噴霧の終了後、霧化空気は止められて塗料供給チューブの吸引を遮断する。それから塗料スプレーガンの引き金が引かれて、圧搾されるボトルまたは注射器が、溶剤をノズルから塗料スプレーガンを通して袋へ流して戻すのに使用される。塗料スプレーガンは、0.06リットル(2流量オンス)くらいの少ない溶剤で掃除される。従って、塗料は塗料スプレーガンと塗料供給チューブから除去されて、閉じられた袋に集められる。使用されずに残った塗料と、使用した溶剤とを含む袋は、塗料カッ

プから取り外され、簡単に処理される。明らかに、塗料および溶剤を閉じた袋へ流して戻すことは、溶剤や塗料が閉じた袋に集められて、外気に散布されないので、含まれたスプレーガン用のクリーナーのための現存する環境基準に従っている。従って、高価なスプレーガン用のクリーナーの必要性は排除される。」(段落【0010】)

- ・ 「塗料カップ26は、塗料カップ26を通る長手軸線60が鉛直になっているときに、塗料カップ26の塗料の量を表示するための目盛り82(図5参照)を備えてもよい。特定の塗料の噴霧が終了したあとには、塗料スプレーガン25および塗料カップ26から塗料を取り除く必要がある。これは、塗料カップ26および塗料スプレーガン25を通して塗料溶剤を流し込むことによってなされる。除去しやすくするために、図9から図11に示すように使い捨ての可撓性の袋83を塗料カップ26に入れてもよい。袋83は塗料溶剤耐性のプラスチックから形成され、且つ一体的に設けられた漏れ防止用のジッパー閉鎖部84を有する。小さな開口部85が、袋83の底部に形成される。ブシュ86が、開口部85に挿入されて、袋83が塗料カップ26のニップル51の中央開口部53に取り付けられる。図10に示すように、ブシュ86は、略管状であり、且つ袋83の開口部85よりも大きな端部87を有する。袋83の開口部85は、ブシュ86の端部87を通すために、伸びなければならない。袋83の開口部85の周辺の張力によって、袋83がブシュ86にシールされる。ブシュ86の大きな直径を有する半径方向のフランジ88によって、ブシュ86全体が袋83の開口部85を通過してしまうのを防ぐ。ブシュ86は、袋83を塗料カップ26に取付け且つ袋83を塗料カップ26から取り外す際に掴むための大きな直径を有する端部89を有する。多数の溝90を端部89に設け

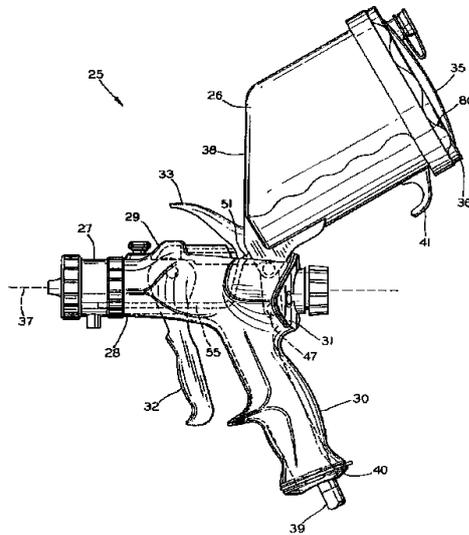
て、塗料を袋 8 3 からブシュ 8 6 を通って中央路 9 1 へ流しやすくするのが好ましい。中央路 9 1 は、端部 8 9 の直径が端部 8 7 の直径よりも大きくなるように、段になっている。分離したブシュ 8 6 を示したが、そのブシュ 8 6 が袋 8 3 に一体的に設けられた部分として成形されてもよいことは明らかである。」(段落【 0 0 2 0 】)

- ・ 「図 1 1 は、ブシュ 8 6 によって塗料カップ 2 6 の内側に取り付けられた袋 8 3 を示している。ブシュ 8 6 の端部 8 7 は、ニップル 5 1 の路によって収容される大きさであり、そのニップル 5 1 の路をシールするようになっている。使用においては、塗料スプレーガン 2 5 の利用者は、袋 8 3 を塗料カップ 2 6 の内側へ取り付けて、袋 8 3 のジッパー閉鎖部 8 4 を開く。所望の量の塗料を袋 8 3 へ注ぎ、ジッパー閉鎖部 8 4 をシールして、蓋 3 5 を塗料カップ 2 6 に取り付ける。塗料が袋 8 3 に保持されているので、塗料に露出しているのは、ニップル 5 1 の路と、チューブ 5 5 と、ノズル組立体 2 7 の塗料路とだけであり、使用後に掃除する必要があるのはこれらのみである。それから利用者は、塗料スプレーガン 2 5 の噴霧軸線 3 7 が鉛直状態に上方へ塗料スプレーガン 2 5 を向けて、塗料スプレーガン 2 5 の引き金を引く。袋 8 3 にある空気は、塗料スプレーガン 2 5 を通る霧化空気流により生じた吸引力によって排出される。空気および塗料が袋 8 3 から引き出されると、袋 8 3 がつぶれる。全ての空気が袋 8 3 から除去されると、塗料スプレーガン 2 5 は、塗料スプレーガン 2 5 が向けられた方向にかかわらず、塗料を放出する。従って、吸引供給およびシールされたつぶれる袋 8 3 を使用することによって、塗料スプレーガン 2 5 は、上方へ噴霧し、水平面の下面を塗装することが可能である。従来技術の手持ち用の塗料スプレーガンにおいては、塗料供給チューブが塗料表面の下で浸され

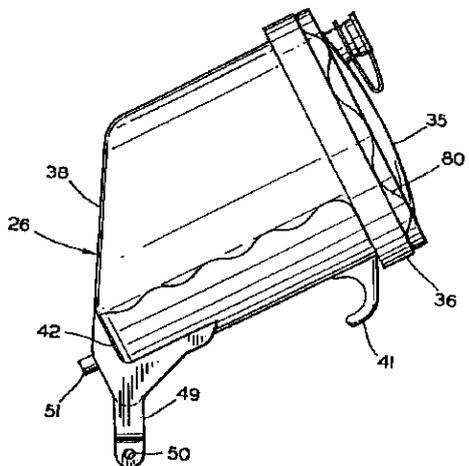
ているような方向へ向けられるときにだけ噴霧可能である。」(段落【0022】)

(ウ) 図面(カッコ内は【図面の簡単な説明】の記載である)

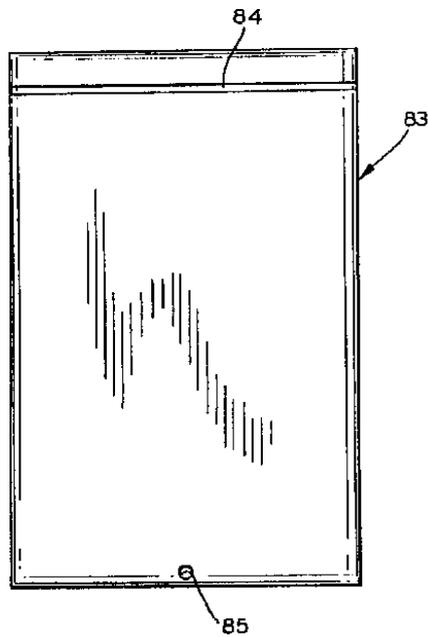
- ・ 【図3】(水平軸線の周りで噴霧して鉛直面を塗装するための本発明に従った塗料カップを上部に備える手持ち用の塗料スプレーガンの側面図である。)



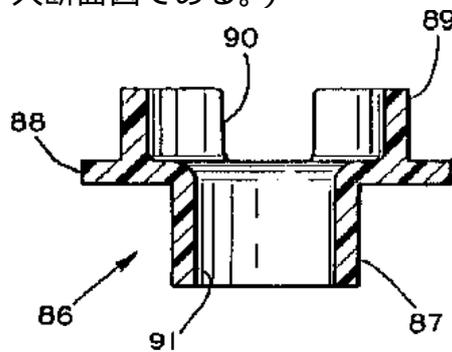
- ・ 【図4】(図3の塗料スプレーガンの塗料カップおよび蓋の側面図である。)



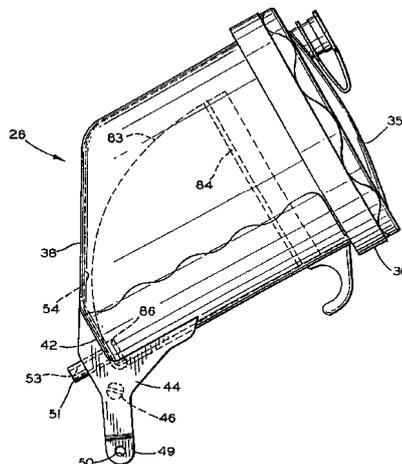
- ・ 【図9】(塗料カップに入れるための袋の側面図である。)



- ・ 【図10】(図9の袋を塗料カップへ取り付けるためのプシュの拡大断面図である。)



- ・ 【図11】(塗料カップの内側で部分的に充填されて入れられた袋を鎖線で示した図4の塗料カップの拡大図である。)



(エ) 上記(ア)～(ウ)によれば、引用発明にいう袋は、塗料カップ内に入れられる使い捨て可能なつぶれる袋であるところ(請求項8,段落【0010】)、この袋はプラスチックから形成されるが袋の上部は液密ジッパーで塞がれ(段落【0010】、【0022】)、袋の下部は袋の開口部周辺の張力によって袋の排出開口部と接続するブシュにシールされる構成となっており(段落【0020】)、図11記載の部分的に塗料が充填された状態をみても、引用発明の袋は、それ自体として自立性ないし保形性を有しないことが明らかである。

オ 以上ア～エの検討によれば、本願発明のライナーは、自立構造(自立性ないし保形性)を有するものであるのに対し、引用発明の袋は、内容物たる塗料がない状態では、自立性ないし保形性を有しないものである。審決が認定した一致点及び相違点は上記第3,1(3)イのとおりであるところ、審決はこの相違点を看過している。

そして、本願発明のライナーは、自立性ないし保形性を有することにより、上記ウのとおり、ライナー自身を収納容器として使用することも可能で、非使用時の保管・内容物の充填も容易となる等の作用効果を奏するものであるから、この相違点の看過が審決の結論に影響を及ぼすことは明らかであり、原告主張の取消事由1は理由がある(なお、上記引用発明から本願発明に進歩性がない判断とすることも相当でない)。

(2) 被告の主張に対する補足的説明

ア 被告は、本願発明の特許請求の範囲には、ライナーが自立性を持つことの記載はない旨主張する。

しかし、請求項1の「崩壊可能」の解釈については上記ウで検討したとおりであり、本願発明のライナーについては自立性ないし保形性を有するものと認めることができる。被告の上記主張は採用することができない。

イ また被告は、「積極的に基部と側壁とで構成して自立性を持たせること」

に関しては、「基部」の剛性について請求項7で記載したうえで、請求項10で自立性について記載している点からも、本願発明（請求項1）のライナーが自立性を有することは特許請求の範囲の記載に基づかないとも主張する。

なるほど上記(1)ア(ア)のとおり、請求項7はライナーの基部の剛性について、同10は直立して上方に延びた状態で支持されずに基部に立つ側壁を有することについて、それぞれ記載しているが、請求項1のライナーについてはこのような記載はない。しかし請求項1にも「崩壊可能」の語があり、これについて自立性ないし保形性を有することが示されていると解されることは上記で検討したとおりであるから、被告の上記主張は採用することができない。

3 結語

以上によれば、原告主張の取消事由1は理由があり、これが審決の結論に影響を及ぼすことは明らかであるから、その余の点について判断するまでもなく、審決は違法として取消しは免れない。

特許庁は、他の引用発明の有無も含め、改めて本願発明等の進歩性の有無について検討すべきである。

よって、原告の請求を認容することとして、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所 第2部

裁判長裁判官 中 野 哲 弘

裁判官 森 義 之

裁判官 今 井 弘 晃